

令和5年度高知県外国人旅行者向け観光情報発信事業委託業務公募型プロポーザル  
募集要領

公益財団法人高知県観光コンベンション協会

1 事業の概要

(1) 事業名

令和5年度高知県外国人旅行者向け観光情報発信事業委託業務

(2) 事業の目的

コロナ後の旅行先として選択されるために、外国人旅行者のニーズを満たし、定期的なコンテンツの拡充とソーシャルメディア等によるウェブサイトと連動した情報発信を行い、閲覧者の来県意欲の向上を図ることを目的とする。

(3) 事業の内容

別添「令和5年度高知県外国人旅行者向け観光情報発信事業委託業務公募型プロポーザル仕様書」に基づき、業務を行う。

(4) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで。

2 見積限度額

15,500千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ただし、当該金額は予算案が評議員会において承認され、かつ高知県2月県議会で令和5年度高知県一般会計予算が可決されることを前提条件とする。

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「令和5年度高知県外国人旅行者向け観光情報発信事業委託業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書の内容に基づき、書類審査を行います。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、提出書類の提案内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と公益財団法人高知県観光コンベンション協会（以下、「当協会」という。）は、提出書類の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内（予定、土・日・祝日を除く。）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて当協会と交渉を行うこととなります。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。参加者は他の者と共同提案すること（JV）または、他の者に本業務の一部を再委託することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県物品購入等関係指名停止要領またはその他自治体及び行政機関の定める指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 経営状態が不健全でない者であること。
- (4) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（暴力団、暴力団員、暴力団に関与する者等）に該当しない者であること。
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納してないこと。

## 6 質疑と回答

質疑は令和5年3月2日（木）午後5時までに別紙様式Aにより持参、又は電子メールで受け付けます。電子メールの場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。なお、本プロポーザルでは説明会は行いません。

## 7 参加申込及び資格要件の確認

### (1) 提出書類

- ①参加申込書（別紙1）
- ②資格要件確認書（別紙2）及びその添付資料（1～3）

### (2) 提出期限等

#### ①提出方法

以下の期限までに、持参又は郵送（書留郵便など配達を証明できる方法に限る。）

#### ②提出期限

令和5年3月8日（水）午後5時（必着）

#### ③提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎5階

公益財団法人高知県観光コンベンション協会 国際誘致部

担当者：安岡・蒲原・池内 TEL：088-823-1434 E mail：[inbound@kvca.jp](mailto:inbound@kvca.jp)

### (3) 複数の事業者による共同提案（JV）の場合の留意事項

- ①幹事者を決め、「参加申込書」は幹事者が提出してください。
- ②すべての共同提案者について「共同提案者一覧」に記入のうえ、併せて提出してください。
- ③幹事者及びすべての共同提案者について、「資格要件確認書（別紙2）及びその添付資料（1～3）」を提出してください。
- ④「参加申込書」を提出した後に幹事者または共同提案者に変更があった場合は、参加申込み期限までに、変更後の「参加申込書」及び「共同提案者一覧」を提出してください。
- ⑤共同体の構成員となる事業者は、自身が単独提案で参加すること及び他共同体の構成員として参加することはできません。

#### (4) 資格要件の確認

当協会へ提出された参加申込書と関係書類をもとに資格要件の確認をします。申込者の資格要件の確認が完了したら、令和5年3月10日（金）までに申込者へ電子メールにて通知します。

#### (5) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して2日（土・日・祝日を除く。）以内に、書面により当協会に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

②当協会は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して2日（土・）以内に書面により回答します。

### 8 企画提案書の作成

別途定める「令和5年度高知県外国人旅行者向け観光情報発信事業委託業務企画提案書作成要領」のとおり。

### 9 審査

別途定める「令和5年度高知県外国人旅行者向け観光情報発信事業委託業務プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

### 10 審査結果

審査結果は、令和5年4月5日（水）までに、全ての参加者に通知します。なお、本件に関して情報の開示請求があった場合は公益財団法人高知県観光コンベンション協会情報公開要綱（以下「要綱」という。）に基づいて対処するものとします。

### 11 日程

令和5年2月24日（金）	募集開始
令和5年3月8日（水）	参加申込及び資格確認書類提出〆切
令和5年3月22日（水）	企画提案書の提出〆切（書類審査）
令和5年4月5日（水）	審査結果通知（予定）

### 12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。（当協会及び審査委員会での使用に限ります。）
- (3) 提出された書類は、要綱に基づき、開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同要綱第3条第3項第3号の規程により非開示とすることができますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式Bにより提出

してください。開示・非開示の判断は様式Bに基づき行うものではなく、様式Bを参考に、同要綱に基づき当協会が客観的に判断します。

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。

### 1.3 お問合せ先

公益財団法人高知県観光コンベンション協会 国際誘致部

担当者 安岡・蒲原・池内

TEL 088-823-1434

FAX 088-873-6181 E-mail [inbound@kvca.jp](mailto:inbound@kvca.jp)

### 1.4 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の当協会との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
- ①提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
  - ②審査委員、当協会職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ③プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合